

子どもの健全育成プログラム策定プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「子どもの健全育成プログラム策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）」の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業（以下「事業」という。）を実施するため、生活保護世帯の「子ども」の成長や抱える課題を把握し、健全な育成環境づくりに向けて組織的に支援するためのプログラムを策定することを目的とする。

(所挙事項)

第3条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するために次の事項に関する検討を行う。

- (1) 生活保護世帯の有子世帯の世帯状況調査
- (2) 子どもの健全育成プログラムの策定
- (3) 既存プログラムの見直しと評価指標の作成及び評価
- (4) その他目的達成に必要な事項

(メンバー)

第4条 プロジェクトチームのメンバーは、別表のとおりとし、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。

(組織)

第5条 プロジェクトチームには、座長を置く。

- 2 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその任にあたるものとする。
- 3 プロジェクトチームには第3条に掲げる事業を行うため、ワーキンググループを設けることができる。
- 4 ワーキンググループのメンバーは、座長が指名する者をもって充てる。

(召集)

第6条 座長はプロジェクトチーム及びワーキンググループの開催に際し、必要なメンバーを召集する。

2 必要に応じて、一部のメンバーでプロジェクトチームを開催することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課に置き、プロジェクトチームの事務を行う。

(秘密保持義務)

第8条 プロジェクトチームのメンバー及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営その他必要な事項については、座長が事務局と協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表

機 関	職 名	人数
有識者	—	3名
県保健福祉事務所	生活福祉課長又は査察指導員	6名
子ども支援員	—	1名
県民局次世代育成部次世代育成課	—	1名
同 子ども家庭課	—	1名
中央児童相談所	—	1名
産業労働局労働部雇用対策課	—	1名
教育局支援部学校支援課	—	1名
教育局支援部子ども教育支援課	—	1名
青少年センター青少年サポート課	—	1名
保健福祉局福祉部生活援護課	—	1名
相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課	—	1名